板橋区住民防災組織に対する資器材貸与に関する要領

（令和５年３月23日部長決定）

（趣旨）

第１条　この要領は、板橋区住民防災組織設置要綱（令和５年３月14日区長決定）に基づき設置された住民防災組織に対し、活動に必要な資器材等を貸与することで、災害時に迅速な災害対応を可能とすることを目的とする。

（貸与資器材）

第２条　貸与資器材については次の各号に掲げる物品のうち、地域防災支援課長が別に定めるものとする。

（１）消火活動の用に供するもの

（２）応急救命活動の用に供するもの

（３）災害時に各拠点で活用が想定されているもの

（４）資器材格納庫

（５）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

（資器材格納庫の要件）

第３条　前条第４号の資器材格納庫の規模については、公共施設の物理的条件、地域の状況等を考慮し、地域防災支援課長と設置場所の主管課長の協議によって決定する。

２　前項の規定に基づき設置される資器材格納庫については、おおむね3.3㎡を標準とし、原則１組織あたり１基配備する。ただし、住民防災組織の活動が広範囲にわたる場合や、幹線道路で区域が分断される場合等には、住民防災組織の代表者（以下、「住民防災組織本部長」という。）が危機管理部長と協議し、基数を定める。

３　この要綱の施行の日前に設置されている資器材格納庫であって前項の規定に適合しないものについては、建替えの際等に改めるものとする。

（貸与の申請）

第４条　新たに資器材の貸与を受けようとする住民防災組織は、板橋区住民防災組織資器材貸与申請書（別記第1号様式）により、区長に申請をしなければならない。

（貸与の決定）

第５条　区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは貸与の決定を行う。

２　区長は、貸与の決定を行うときは、板橋区住民防災組織資器材貸与決定通知書（別記第２号様式）により、住民防災組織本部長に通知するものとする。

（資器材等の管理）

第６条　資器材の貸与を受けた住民防災組織は、当該資器材を適正に管理し、住民防災組織の活動に有効に利用しなければならない。

（資器材等の修理等）

第７条　住民防災組織は、貸与資器材に関し、経年劣化等で実用に堪えなくなった場合には、貸与資器材修繕等依頼書（別記第３号様式）により、区長に申請を行う。

２　区長が前項による申請を受けたとき、当該申請について審査し、適正と認める場合には修理、交換等の対応を行う。

（状況調査）

第８条　区長は、必要があると認めるときは、住民防災組織本部長に対し報告を求め、又は調査することができる。

（資器材の返還）

第９条　区長は、住民防災組織が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与資器材の全部又は一部の返還を求めることができる。

（１）虚偽の申請又は不正な手段により資機材の貸与を受けたとき。

（２）住民防災組織を解散したとき。

（３）貸与資器材等を目的外利用したとき。

（４）その他この規程に違反する等、区長が不適当と認める事由が発生したとき。

２　住民防災組織は、資機材格納庫について、土地の利用状況の変更等により区長から場所の変更等の状況の変更を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

　　付則（令和５年３月23日危機管理部長決定）

１　この要領は、部長決定の日から施行する。

２　この要領は、施行の日以前に行われた貸与についても適用する。ただし第３条第３項のとおり、資器材格納庫については建替えの際等より適用する。

第１号様式（第４条関係）

　　 年　　月　　日

（宛先）板橋区長

団体名

住　所

代表者

**板橋区住民防災組織　資器材貸与申請書**

住民防災組織として活動するため、下記のとおり資器材の貸与を申請いたします。

記

**１　貸与を希望する資器材**

**※該当する種別にチェックをつけてください。**

　□資器材格納庫

　□その他〔資器材名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

　　※別に定める「貸与資器材一覧」の名称をご記入ください。

**２　資器材保管場所**場所名称

住　　所

**３　代表者**　　　　　　　本部長氏名

住　　　所

電　　　話

Ｆ　Ａ　Ｘ

※下記をご一読いただき、同意の上、チェックボックスにチェックをお願いします。

□資機材格納庫について、土地の利用状況の変更等により区長から場所の変更等の状況の変更を求められた場合には、その求めに応じることに同意します。

□貸与を受けた資器材については適正に管理し、住民防災組織の活動に有効に利用します。

□区長が必要があると認めるとき、区長が求める報告・調査に応じることに同意します。

第２号様式（第５条関係）

板危地第　　号

年　　月　　日

住民防災組織

本部長　　　　　　　　　　様

板橋区長

**板橋区住民防災組織　資器材貸与決定通知書**

年　　月　　日付けの板橋区住民防災組織結成届出について、板橋区住民防災組織に対する資器材貸与に関する要綱第５条第２項の規定に基づき、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

**１ 貸与する資器材**

**２　資器材保管場所**

　　　　　　　　　　　板橋区

第３号様式（第７条関係）

　　 年　　月　　日

（宛先）板橋区長

団体名

住　所

代表者

**板橋区住民防災組織　貸与資器材修繕等依頼書**

住民防災組織として活動するため、下記のとおり資器材の修繕等を依頼いたします。

記

**１　修繕等を希望する資器材**

**※該当する種別のものにチェックをつけてください。**

　□資器材格納庫

　□その他〔資器材名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

　※別に定める「貸与資器材一覧」の名称をご記入ください。

**２　修繕等を希望する資器材の数量**

　　　　　　　　　台 ・ 基

**３　希望する内容について**

　☐修繕　　　〔理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

　☐廃棄・撤去〔理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

　□交換・建替〔理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

　☐移設　※資器材格納庫の場合のみ

　　　　　　　〔理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

**４　連絡先**　　　　　　　担当者氏名

住　　　所

電　　　話

Ｆ　Ａ　Ｘ